

長浜市農業委員会告示第 16 号

長浜市農業委員会非農地判断事務取扱要綱を次のように定める。

令和 7 年 8 月 12 日

長浜市農業委員会
会長 將亦 富士夫

長浜市農業委員会非農地判断事務取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、登記簿上の地目が田または畑である土地について、長浜市農業委員会（以下「農業委員会」という。）が行う農地法（昭和 27 年法律第 229 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しない土地（以下「非農地」という。）であることの判断（以下「非農地判断」という。）に関し、関係法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象とする土地)

第 2 条 この要綱において対象とする土地は、次の各号に全て該当する非農地とする。

- (1) 法第 30 条第 1 項に規定する利用状況調査により、対象とする土地及びその周辺の土地が全体的に山林の様相を呈していて、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地である、又は当該土地を農地として復元しても継続した利用が見込めないと判定する土地であること。
- (2) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域内にある農用地として定められている場合は、農地集積に大きな支障がなく、農用地区域内における農地の利用に支障を及ぼさないと判断でき、長浜市農業振興地域整備計画の達成に問題がないと長浜市長が認めた土地であること。
- (3) 基盤整備事業など農業的利用を図るための条件整備が計画されていない土地であること。
- (4) 土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった土地でないこと。

(申請者)

第 3 条 非農地判断の申請を行う者（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 非農地判断の申請のあった土地（以下「申請地」という。）の所有権の全部又は一部を有する者
- (2) 前号に掲げるものが死亡した場合におけるその者の相続人

(3) 前各号に掲げるものに代わって申請を行う権限を有する者

2 代理人が申請を行う場合は、前項の申請者から委任を受けた者であることを明らかにする書類を農業委員会に提出しなければならない。

(非農地判断の申請)

第4条 非農地判断を申請するときは、非農地判断申請書(別記様式第1号。以下「申請書」という。)に次の書類を添付して農業委員会の会長に提出するものとする。

(1) 土地の登記簿の全部事項証明書

(2) 法務局備え付けの公図の写し

(3) 位置図(縮尺が10,000分の1及び2,500分の1程度のもの)

(4) 現況写真

(5) 農地として利用しなくなった時期が確認できる官公署等の発行する証明書等(課税証明書、航空写真等)

(6) 地目変更に係る同意書(別記様式第2号)

(7) 申請者が相続人である場合は、相続人であることが分かる書類

(8) その他農業委員会が必要と認める書類

(現地調査)

第5条 農業委員会の会長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、申請書の受理から概ね2週間以内に申請地の調査(以下(現地調査)という。)を行わせ、申請地の現況が非農地であるか否かを確認しなければならない。

2 現地調査は、長浜市農業委員会専門委員会等設置要綱(令和6年農業委員会告示第7号)に規定する農地最適化委員会(以下「最適化委員会」という。)の委員長(以下「委員長」という。)が指名した農業委員(以下(現地調査担当委員)という。)2人以上に行わせるものとする。

3 委員長は、申請地等に対して利害関係を有している者を現地調査担当委員に指名することができないものとする。

4 現地調査担当委員は、現地調査を行うにあたり必要に応じて申請者の立会い又は説明を求めることができる。ただし、申請者が申請地の位置を特定できないときは、申請者に現地調査への立会いを求め、申請書の内容と合致することを確認しなければならない。

5 現地調査担当委員は、現地調査の結果を最適化委員会に報告し、委員長は調査結果を踏まえ、申請書を審査しなければならない。

(申請がない土地の現地調査)

第6条 農業委員会の会長は、第4条の規定にかかわらず、法第30条に規定される利用状況調査により農地として再生利用することが困難と判断した土地について、最適化委員会に農地として再生が困難な状況を調査させ、確認するものとする。

(非農地判断の実施)

第7条 非農地判断を実施するときは、最適化委員会の審査又は調査した結果を踏まえ、農業委員会の総会において審議し、承認又は却下するものとする。この場合において、前条に規定する土地について非農地と判断するときは、事前に当該土地の所有者の同意を得るものとする。

2 農業委員会の会長は、非農地判断の実施にあたり、必要に応じて、長浜市、法務局、土地改良区等（以下「関係機関」という。）に対し意見の照会を行うものとする。

3 農業委員会の会長は、非農地判断を実施したときは、非農地と判断する旨の通知書（別記様式第3号）または非農地と判断しない旨の通知書（別記様式第4号）により、申請者（第2項に規定する土地の場合は、当該土地の所有者）に通知するものとする。

4 農業委員会の会長は、非農地判断を実施したときは、非農地一覧表（別記様式第5号）を作成し、関係機関へ送付するとともに、農地台帳の登録を抹消するものとする。

(非農地判断の特例)

第8条 農業委員会の会長は、対象となる土地が次の各号のいずれかに該当する場合は、非農地判断を実施しないものとする。

(1) 非農地判断を行うことにより、周辺農地に係る営農条件等に支障を生ずる恐れがあると認められる場合

(2) 現在の状態を変更して、新たな用途にすることを前提としている場合

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、非農地判断に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月12日から施行する。

別 記

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

長浜市農業委員会会長 様

申請者 住所

氏名

印

(※自署の場合は、押印を省略することができます。)

非農地判断申請書

長浜市農業委員会非農地判断事務取扱要綱第3条の規定により、次のとおり申請します。

1 土地の表示

土地の所在および地番	所有者氏名	登記地目	現況地目	面 積 (㎡)	現況

2 事由(農地でなくなった時期、経過等について、詳細に記入してください。)

--

3 添付書類

- (1) 土地の登記簿の全部事項証明書
- (2) 法務局備付けの公図の写し
- (3) 位置図(縮尺が 10,000 分の 1 および 2,500 分の 1 程度のもの)
- (4) 現況写真
- (5) 農地として利用しなくなった時期が確認できる官公署等の発行する証明書等(課税証明書、航空写真等)
- (6) 地目変更に係る同意書(別記様式第 2 号)
- (7) 申請者が相続人である場合は、相続人であることが分かる書類
- (8) その他農業委員会が必要と認める書類

受付	年 月 日
整理番号	

様式第2号(第4条関係)

年 月 日

長浜市農業委員会会長 様
大津地方法務局長浜支局登記官 様

申請書 住所
氏名



地目変更に係る同意書

下記の土地に関し、長浜市農業委員会が非農地判断を行うことに同意します。

また、長浜市農業委員会による非農地判断後、法務局において登記官の職権により、土地の地目変更登記が行われることについても異議なく同意します。

記

[illegible]

様式第 3 号(第 7 条関係)

第 号
年 月 日

様

長浜市農業委員会

会長



非農地と判断する旨の通知書

年 月 日付けで申請のあった非農地判断について、長浜市農業委員会非農地判断事務取扱要綱第 4 条第 5 項の規定により、下記のとおり判断しましたので通知します。

これにより、法務局において登記官の職権により、土地の地目変更登記が行われることとなります。また、長浜市農業委員会において、農地台帳から登録を抹消するとともに、長浜市その他関係機関に対し、農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない旨を通知します。

記

土地の表示

番号	土地の所在および地番	登記地目	現況地目	面積(㎡)	備考

様式第4号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

長浜市農業委員会

会長



非農地と判断しない旨の通知書

年 月 日付けで申請のあった非農地判断について、下記の理由により非農地と判断できませんので、長浜市農業委員会非農地判断事務取扱要綱第4条第5項の規定により通知します。

記

1 理由

2 土地の表示

番号	土地の所在および地番	登記地目	現況地目	面積(㎡)	備考

様式第5号（第7条関係）

非農地一覽表

[illegible]